

## 4 市町村への助言・相談への対応

### (1) 現状と課題

市町村への助言は、広域自治体たる県の重要な役割である。

その実態は、事務の種類、内容等に応じて一様ではない。大きくは、個別法令に基づく事務・事業の執行に関するものと、市町村の自治体としての固有の行財政運営に関するものに分類できる。

前者については、かつての機関委任事務制度のもと、国が法令で制度をつくり、通達で細かい取り扱い等を定め、県の指導のもとで、市町村が実施するという仕組みがあった。

現在においては、地方分権改革により、「指導」は行わないものの、事務を円滑かつ誤りなく実施するため、県が国の考え方等の伝達や積極的な助言を実施している。また、法令の解釈や事務の進め方など様々な観点で相談に応じている。

最近、新しい制度が次々と誕生し、単独の市町村では判断や対応が困難な場合も多い。また、小規模市町村では、ひとりの職員がいくつもの事務を掛け持ちしていることも多く、国、県が統一的な考え方や取り扱いを示さざるを得ない面もある。

ただ、自治事務であれば、それぞれの市町村の判断で、事務の進め方も自由に工夫可能であるし、分権の観点からは、指導的にならず、できる限り市町村の自主性・自律性を尊重し、主体的取組を促進するようにすべきである。

後者については、従前から本来は市町村の判断に属する事項である。しかし、例えば、給与や定員管理など、場合により、国、県が指導的な役割を担うこともあった。一方、市町村においては、こうした国・県からの指導・助言を、行政運営の適正化のきっかけとして活用してきた面もある。

しかし、ここでも地方分権の観点から、市町村の判断に属する事項については、県は市町村が自主的・自律的な判断をするための側面支援に徹すべきである。

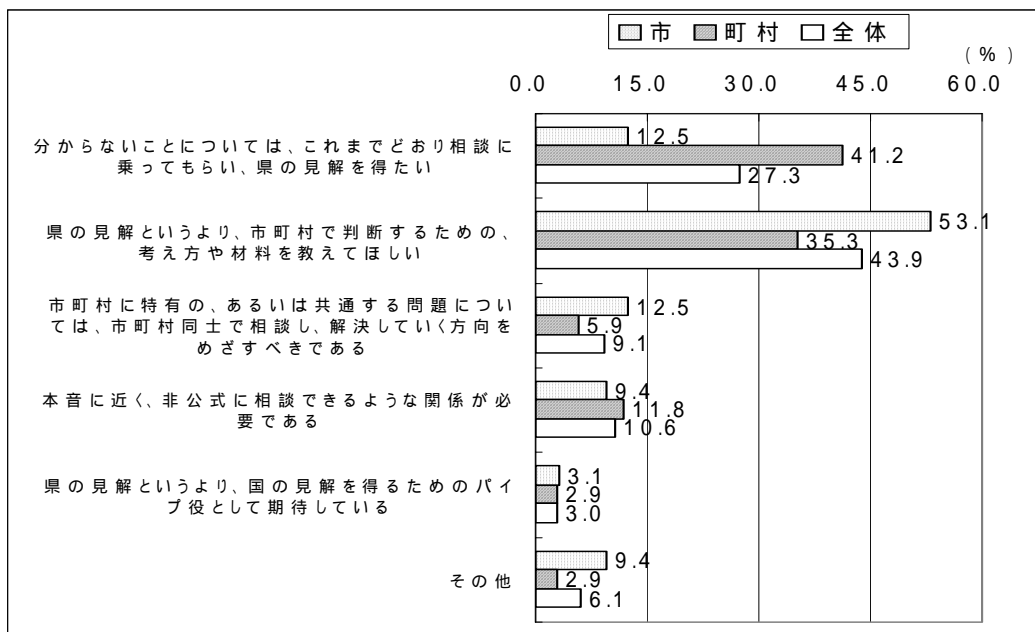
したがって、県は、市町村において、法令解釈面でのアドバイスや、県の行政運営や対応状況の紹介などの情報提供を中心とすべきである。また、市町村も、住民への説明責任を強く認識しながら、自らの判断として行政運営の適正化を進める必要がある。

さらに、市町村のみならず、県も自らの自律性を拡大する必要がある。国から言われたことを伝えるだけでなく、自らの考え方を常にもち、述

べきである。

なお、市町村に、今後の県への相談のあり方について聞いたところ、「県の見解というより、市町村で判断するための、考え方や材料を教えてほしい」の43.9%が最も高く、次いで「分からないことについては、これまでどおり相談に乗ってもらい、県の見解を得たい」が27.3%となっている(「市町村の自律拡大に関するアンケート調査」)。

図 今後の県への相談のあり方(構成比)

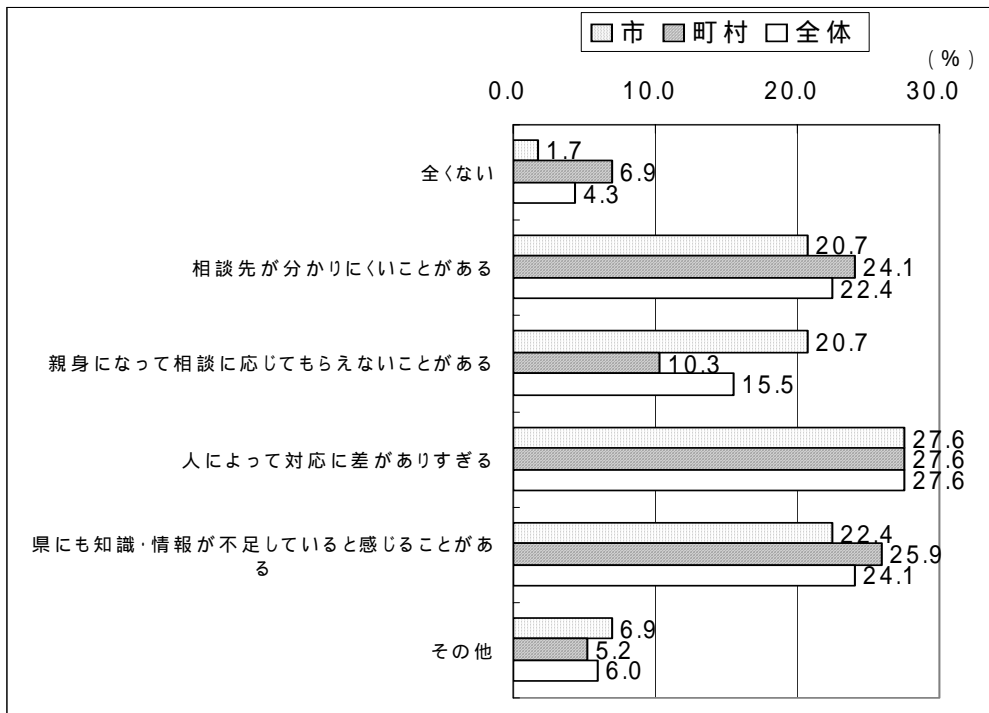


一方、市町村の中には、地方分権一括法の施行以降、県に相談しても「市町村の判断で」と言われることが多くなったという意見や、県が遠くなった、県との共同感が薄くなったという意見もある(「市町村の自律拡大に関するアンケート結果」)。自主性・自律性を阻害するような指導的な助言は望ましくないが、逆に、地方分権を理由に、本来県が回答すべきことまで、意見を控えるようなことがあれば問題である。

また、県への相談については、市町村からは、「人によって対応に差がありすぎる」(27.6%)、「県にも知識・情報が不足していると感じることがある」(24.1%)、「相談先が分かりにくいことがある」(22.4%)などの指摘もある(「市町村の自律拡大に関するアンケート結果」)。

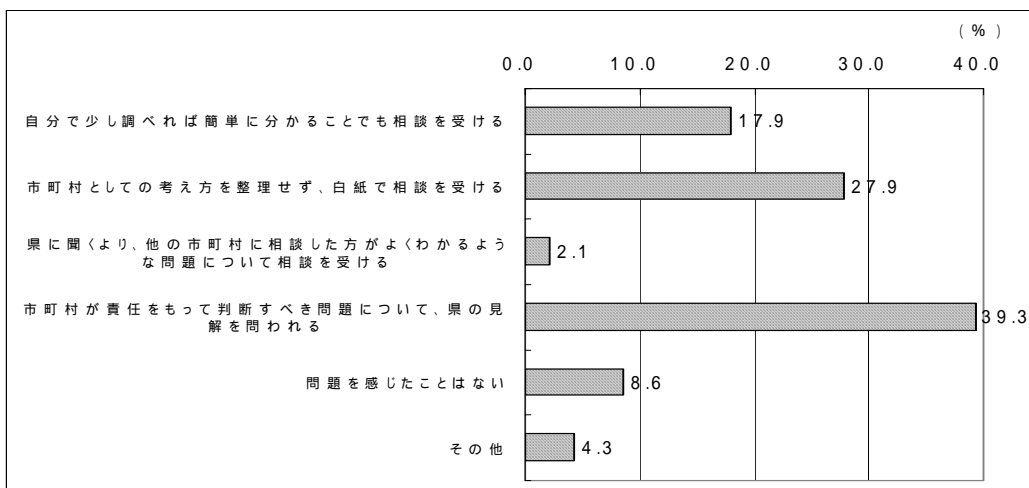
このアンケート調査には、回答者の主観に基づくものもあり、すべての項目について改善策を示すのは困難であるが、少なくとも相談先の情報については、改善の余地がある。

図 県への相談の問題の有無（構成比）【市町村意見】



一方、県は市町村からの相談について、以下のような問題を感じている。

図 市町村からの相談に関する問題（構成比）【県意見】



(2) 基本方針(自律拡大の視点)

市町村への助言に当たっては、市町村の自主性・自律性を阻害しないようにするとともに、調査方法や判断材料の教示など、常に市町村がノウハウ

を高められるようにする。

相談先について、わかりやすく情報提供するなど、相談の利便性の向上を図る。

( 3 ) 取組事項

項 目	実施時期	内 容
< 既存の取組 >		
日常の業務を通じた助言	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の自主性・自律性を尊重しながら、広域自治体として適切な助言を継続する。</li> <li>・その際、市町村がノウハウを高められるよう配慮する。</li> </ul>
< 新規の取組 >		
相談の利便性等の拡充	19年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の役割も担う「県職員市町村サポーター制度」を検討・実施する。 (「市町村への人的支援」の項参照)</li> <li>・「あいち電子自治体推進協議会WEBシステム」の県・市町村共同利用の検討をする。 (「政策情報の共有化」の項参照)</li> <li>・「市町村税徴収支援アドバイザーの設置」により、市町村の実情に応じた、きめ細かな徴収支援を実施する。 (「地方税財源の強化支援」の項参照)</li> <li>・「市町村行財政相談支援システムの構築」により、市町村が抱える行財政の懸案事項について、相談・助言等を実施する。 (「地方税財源の強化支援」の項参照)</li> </ul>